

1 2 県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会設置要綱

【危機管理本部】

(目的)

第1条 平成7年及び平成16年の県・横浜・川崎三首長懇談会における合意に基づき、首都圏の中核を占める神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市がそれぞれ取り組んでいる地域防災計画等の中で、都市地域における防災・危機管理対策の具体化を図り、さらに協調して対策の推進を図るため、県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、都市地域における防災・危機管理対策の具体化を図るため、次の事項について協議を行う。

- (1) 災害発生時等における応急対策活動の相互の協力、支援の具体化策
- (2) 災害時等における、必要な空地、未利用地の確保、利用調整、情報の共有化
- (3) 石油コンビナート地区の防災対策
- (4) 都市直下型地震対策に係る制度の調査研究
- (5) 国民の保護に関する計画
- (6) その他防災・危機管理対策課題

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

(幹事会)

第4条 協議会に、その目的を達成するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、幹事会の座長は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課長が当たる。

(会計監事)

第5条 協議会の会計監事は、会長が協議会の同意を得て、横浜市総務局危機管理課職員、川崎市危機管理本部危機管理部職員及び相模原市危機管理局危機管理課職員のうちからそれぞれ各1名を毎年度選任する。

(会長)

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、神奈川県くらし安全防災局防災部長をもってあてる。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が、幹事会は幹事会座長がそれぞれ必要に応じ招集する。

2 協議会の会長は、必要に応じて会議に、協議会の構成委員以外の関係者の出席を求めることができる。

3 協議会の会長は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(経費)

第8条 協議会の経費は、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が同額負担するものとする。

(会計監査)

第9条 協議会の会計監査は、年1回実施する。

2 会計監事は事務局に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成8年2月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

神奈川県	防災部長
横浜市	危機管理室長
川崎市	危機管理部長
相模原市	危機管理監

別表2（第4条関係）

神奈川県	危機管理防災課長
横浜市	危機管理課長
川崎市	企画担当課長
相模原市	危機管理課長